

税務署からの確定申告のお知らせ

平成24年分所得税の確定申告書提出期間は、

2月18日(月)～3月15日(金)までです。

◎還付申告は1月から！

所得税の還付申告書(医療費控除・住宅借入金等特別控除など)は、1月から提出できます。2月中旬以降は混雑しますので、早めの申告をおすすめします。

◎申告に関する相談等

▼とき
2月1日(金)～3月21日(木)
※土・日・祝日は除く。ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は開催。

▼ところ

平塚駅ビル6Fラスカホール
▼時間
・相談受付 8時30分～16時
(相談は9時から)
・申告書提出 8時30分～17時
※ラスカホール開設期間中税務署内に申告会場は設けません。

▼申告・納付期限

・所得税・贈与税
3月15日(金)
・個人事業者の消費税
4月1日(月)

◎確定申告書の送付について

平成23年分確定申告書をパソコン(国税庁ホームページ等)で作成された方のうち、平成24年も申告は必要だと思われる方には、税務署から申告書の送付に代えて、「お知らせハガキ」等により申告に必要な情報をお知らせいたします。

◎年金所得者の申告手続

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金以外の他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告書を提出することを要しません。(所得税還付を受けるためには申告が必要です。)

ただし次のような場合は、町・県民税の申告が必要です。
①公的年金以外の所得がある場合。
②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除がある場合。

(申告されない町・県民税が高くなる可能性があります。)

◎確定申告書の窓口配布

役場税務課窓口及び国府支所で1月21日(月)～3月15日(金)(休日を除く平日8時30分～17時15分)、確定申告書の配布を行っています。

なお、昨年まで確定申告会場であった国府支所は、会場等の都合により「障害福祉センター」に変更いたします。日程等は広報2月号に掲載いたします。



e-Taxのご利用を!

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、インターネットを利用して、申告・納税等ができるシステムです。利用には事前の登録手続きが必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
<http://www.nta.go.jp/>

◎問い合わせ 平塚税務署
☎(22)1400

固定資産税の

申告・届出は忘れずに

固定資産税は毎年1月1日に土地・家屋などを所有されている方に課税されます。次に該当する場合は、固定資産税の申告・届出をお願いします。

- ・相続や贈与などにより土地・家屋の納税義務者に変更があった場合
- ・納税義務者が亡くなったのに変更していない場合
- ・家屋を取り壊した場合
- ・住宅用の土地を所有している方で平成24年中に家屋を新築された場合
- ・土地や家屋の使用用途を変更された場合

償却資産の申告は

1月31日までに

償却資産を所有されている方は、1月1日現在の償却資産の状況について(資産の種類・取得価格・取得時期・耐用年数等)、1月31日(木)までに申告をお願いします。なお、次に該当する場合は対象になりません。

・税務会計において、耐用年数1年未満または取得価格が

10万円未満の償却資産で、法人税法等の規定により一時に損金に算入されたもの
・取得価格が20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごと一括して3年間で償却する場合

※償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために所有している機械・器具・備品などで、他の税(自動車・軽自動車税等)の対象とならない有形固定資産をいいます。

その他

耐震改修した住宅の固定資産税の減額、バリアフリー改修に伴う減額、省エネ改修に伴う減額、長期優良住宅にかかる特例措置についての詳細につきましては、お問い合わせください。

◎問い合わせ 税務課
☎内線255・256